

〔排出ガス規制〕

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第1号から第4号まで、第17号及び第18号の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、第1号、第2号、第5号、第6号、第9号及び第10号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第3号、第4号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第20号の基準は、二輪自動車には適用せず、また、第9号から第12号までの基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。

〔ガソリン・LPG車（GVW3.5t超）の完成検査等におけるJE05モード平均値規制〕

一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、型式指定自動車にあっては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては施行規則第62条の5第1項の検査（以下「完成検査等」という。）の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については16.0、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.010を超えないものであること。

ロ 排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、 6.0×10^{11} を超えないものであること。

〔ガソリン・LPG車（GVW3.5t超）の新規検査等におけるJE05モード上限値規制〕

二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

ロ 排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値が、 13.0×10^{11} を超えないものであること。

〔ガソリン・LPG車（GVW3.5t以下）の完成検査等におけるWLTCモード平均値規制〕

三 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第1号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.10	0.05	0.005
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)に掲げるもの以外のもの	1.15	0.10	0.05	0.005
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	2.55	0.15	0.07	0.007

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

(4) 軽自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	4.02	0.10	0.05	0.005
-----------------------------	------	------	------	-------

ロ 排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	6.0×10^{11}
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	6.0×10^{11}
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	6.0×10^{11}
(4) 軽自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	6.0×10^{11}

〔ガソリン・LPG車（GVW3.5t以下）の新規検査等におけるWLTCモード上限値規制〕

四 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第2号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)に掲げ	2.03	0.16	0.08	0.007

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

るもの以外のもの				
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009
(4) 軽自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007

ロ 排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	13.0×10^{11}
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	13.0×10^{11}
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	13.0×10^{11}
(4) 軽自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	13.0×10^{11}

〔ディーゼル車（GVW3.5t超）の完成検査等におけるWHTCモード平均値規制〕

五 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、完成検査等の際、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。以下この号、第6号、第15号及び第16号並びに第119条第1項第3号及び第8号において同じ。）が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排気物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.22、非メタン炭化水素については0.17、窒素酸化物については0.4、粒子状物質については0.010を超えないものであること。

- ロ 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.14を乗じた値を加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値で除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排気物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、WHTCモード法及びハイブリッド用過渡試験サイクルについては6.0×

10¹¹、WHSCモード法については8.0×10¹¹をそれぞれ超えないものであること。

〔ディーゼル車（GVW3.5t超）の新規検査等におけるWHTCモード上限値規制〕

六 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、排気管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

ロ 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.14を乗じた値を加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値で除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値が、WHTCモード法及びハイブリッド用過渡試験サイクルについては 10.4×10^{11} 、WHSCモード法については 11.1×10^{11} を超えないものであること。

〔ディーゼル車（GVW3.5t以下）の完成検査等におけるWLTCモード平均値規制〕

七 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第5号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.63	0.024	0.15	0.005
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて(1)に掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.15	0.005
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.24	0.007

ロ 排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	6.0×10^{11}
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって(1)に掲げるもの以外のもの	6.0×10^{11}
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	6.0×10^{11}

〔ディーゼル車（GVW3.5t以下）の新規検査等におけるWLTCモード上限値規制〕

八 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第6号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、イ及びロに掲げる基準に適合すること。

イ 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013

ロ 排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の粒子状物質の欄に

掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	10.8×10^{11}
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)に掲げるもの以外のもの	10.8×10^{11}
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	11.1×10^{11}

〔その他燃料車（GVW3.5t超）の完成検査等におけるJE05モード平均値規制〕

九 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、完成検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については16.0、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.010を超えないものであること。

〔その他燃料車（GVW3.5t超）の新規検査等におけるJE05モード上限値規制〕

十 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

〔その他燃料車（GVW3.5t以下）の完成検査等におけるWLTCモード平均値規制〕

十一 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のう

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

ち第9号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.10	0.15	0.005
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イに掲げるものの以外のもの	1.15	0.10	0.15	0.005
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、イ及びロに掲げるものの以外のもの	2.55	0.15	0.24	0.007
ニ 軽自動車であつて、イに掲げるものの以外のもの	4.02	0.10	0.15	0.005

〔その他燃料車（GVW3.5t以下）の新規検査等におけるWLTCモード上限値規制〕

十二 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第10号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
--------	-------	----------	-------	-------

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
ロ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であってイに掲げるものの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
ハ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるものの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
ニ 軽自動車であって、イに掲げるものの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

〔ガソリン・LPG大型・小型特殊自動車の完成検査等における7モード平均値規制〕

十三 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車（以下「型式認定自動車」という。）に限る。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては施行規則第62条の3第5項の検査（以下「型式認定検査」という。）の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定するLSI－NRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同LSI－NRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については15.0、炭化水素については0.60、窒素酸化物については0.30を超えないものであること。

〔ガソリン・LPG大型特殊自動車の新規検査等における7モード上限値規制〕

十四 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一

酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定するLSI－NRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同LSI－NRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については20.0、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.40を超えないものであること。

〔ディーゼル大型・小型特殊自動車の完成検査等における8モード、NRTCモード平均値規制〕

十五 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、大型特殊自動車にあつては完成検査等の際、小型特殊自動車にあつては型式認定検査の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自

自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.7	4.0	0.03
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.7	4.0	0.025
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.19	0.4	0.02
ニ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	5.0	0.19	0.4	0.02
ホ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	3.5	0.19	0.4	0.02

〔ディーゼル大型特殊自動車の新規検査等における8モード、NRTCモード上限値規制〕

十六 軽油を燃料とする大型特殊自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態で

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

のNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
ニ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
ホ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	0.53	0.03

〔ガソリン二輪自動車の完成検査等における二輪車モード平均値規制〕

十七 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び軽自動車（型式認定自動車に限る。）は、小型自動車であるものにあつては完成検査等の際、軽自動車であるものにあつては型式認定検査の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の当該自動車及び当該自動車と同一の型式の自動車であつて既に完成検査等又は型式認定検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については1.00、炭化水素については0.10、非メタン炭化水素については0.068、窒素酸化物については0.060、粒子状物質については0.0045を超えないものであること。

〔ガソリン二輪自動車の新規検査等における二輪車モード上限値規制〕

十八 ガソリンを燃料とする二輪自動車であって小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、新規検査等の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については1.33、炭化水素については0.13、非メタン炭化水素については0.088、窒素酸化物については0.096、粒子状物質については0.0063を超えないものであること。

〔ガソリン・LPG車のアイドリング規制〕

十九 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、次表イ、ハ及びホに掲げる自動車のうち、第3号又は第4号の規定の適用を受けるものにあつては別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に、第1号又は第2号の適用を受けるものにあつては別添41「重量車排出ガスの測定方法」に、次表ロに掲げる自動車にあつては別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に、次表ニに掲げる自動車にあつては、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」それぞれ規定する運転条件により原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	0.5%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものに限る。）	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

〔ディーゼル車の無負荷急加速光吸収係数規制〕

二十 軽油を燃料とする自動車のうち、第7号及び第8号の自動車は、別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下この号、第119条第1項第11号及び第197条第1項第2号に

第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

において単に「光吸収係数」という。）が、 0.50m^{-1} を超えないものであること。

〔排出ガス発散防止装置の機能維持規定〕

- 2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、酸素センサ、二次空気導入装置、尿素選択還元型触媒システム、ディーゼル微粒子除去装置等（各装置の配管及び配線を含む。以下「触媒等」という。）の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものの

ロ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りではない。

三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあつては、この限りではない。

〔OBD規制〕

四 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報し、かつ、自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車にあつては、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時）に警報を発しないもの

- ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの）
- ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

〔ディフューズ戦略規制〕

五 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準」に適合するものであること。

イ 軽油を燃料とする自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員9人以下のものを除く。） 別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準

ロ 軽油以外を燃料とする自動車 次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと

- (1) 原動機が始動するとき
- (2) 原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき（次に掲げる原動機制御等を行う場合を除く。）
 - (i) 別添41「重量車排出ガスの測定方法」、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」又は別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する方法による排出ガスの測定試験（以下この号において「排出ガス試験」という。）に特有の事象が生じていないことを検知することにより作動するもの
 - (ii) 当該自動車が排出ガス試験を行う場所でないことを検知することにより作動するもの
 - (iii) 排出ガス試験の所要時間に関連すると認められる時間が経過したことを検知することにより作動するもの
- (3) 別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法及びJC08Cモード法又はWLTCモード法若しくは別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により走行するとき

ハ 自動車（イ及びロに掲げるものを除く。） ロに定める基準及び別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。この場合において、ロ(2)の「原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに限るものとする。

- (1) 速度20km/h以下での運行（アイドリング運転時を含む。）が20分以上継続しているとき
- (2) 当該自動車の最高速度に0.8を乗じた速度以上の速度で運行しているとき
- (3) 原動機回転数が当該自動車の原動機の最高出力時回転数以上であるとき

- (4) 原動機冷却水系統の原動機出口における冷却水温度が冷却水沸点から15℃を減じた温度（当該温度が100℃未満となるときは100℃）以上のとき
- (5) 当該自動車が大気圧90kPa以下の場所にあるとき
- (6) 当該自動車が気温-2℃未満の場所又は38℃を超える場所にあるとき
- (7) 第4号に掲げる装置が警報を発しているとき

〔ブローバイ・ガス規制〕

- 3 内燃機関を原動機とする自動車（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（軽油を燃料とするものであって、過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5tを超えるもの（第1項の基準に適合するものに限る。）を除く。）及びガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車並びにガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（軽油を燃料とするものにあつては、過給機を備えたものを除く。）に限る。）に備えるブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）が炭化水素等の発散を防止するものとして、その機能、性能等に関し保安基準第31条第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5tを超えるもの（第1項の基準に適合するものに限る。）に限る。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車（型式認定自動車に限る。）であつて定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあつては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

〔ガソリン車の燃料蒸発ガス規制〕

- 4 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつてガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第31条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。
 - 二 二輪自動車にあつては、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が1.5を超えないものでな

ければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

〔冷房装置基準〕

- 5 自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置（以下「冷房装置等」という。）が乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして冷房装置等の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。
- 二 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

〔排気管基準〕

- 6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- 二 排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。
- 三 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。